

令和6年度 第1回湖南省文化財保護審議会 議事録

日時	令和6年7月19日（金）18：00～20：00
場所	湖南省協同福祉施設 サンライフ甲西
出席者	【委員】8名 【事務局】東峰部長、野崎課長、堤課長補佐、滝主任主事、守武主事
議題	●報告事項：文化財保存修理補助事業について ●協議事項 （1）湖南省文化財保護審議会の会議の公開に関する運営要綱について （2）湖南省文化財指定手順について （3）湖南省指定文化財の新規指定候補について ●その他：湖南省文化財保存活用地域計画について
傍聴者数	0
担当部署 （事務局）	湖南省環境経済部 商工観光労政課 T E L：0748-71-2331

●開会のあいさつ

●報告事項 文化財保存修理補助事業について

（事務局）

（1）国宝善水寺本堂 建造物保存修理事業

昨年度に耐震診断が完了し、今年度と来年度で屋根の葺き替えを実施。6月に入札があり業者が決定した。打ち合わせをして進行状況を見ていく。修理作業の公開についても検討。

（2）正福寺 重文木造大日如来坐像 美術工芸品保存修理

正福寺本堂の建て替えが完了したので、本堂内の重要文化財を保存するための消防設備を設置する。

（3）文化財の毀損

平松のウツクシマツ自生地において、ウツクシマツ1本の倒木があった。原因は調査中。

6月28日に通行人からの通報で発覚し、いつ倒れたかは不明である。前日27日に小学校の自生地見学の対応で農林振興課と現地に行っていたがその時は気づかなかった。

（4）長壽寺本堂 南側の屋根の毀損

スズメバチが巣を作っていた。巣の撤去は完了しているが、白山神社側の屋根の一部に穴が開いていた。市と県の担当で現地を確認した後、何年後かの屋根の葺き替え事業までもたせるよう、木の板をかませる応急処置を施した。

（委員）

ウツクシマツについて、樹木医が関わっている木は他にもある？

(事務局)

すべて関わっている。樹木医からはすべての木を調査した方がいいと意見をいただいております、議会で9月の補正予算が通れば実施する予定。

(委員)

農林振興課との担当の兼ね合いはどうなっている？

(事務局)

保全事業や現状確認などは農林振興課が担当。商工観光労政課では補助金申請や計画の進行管理など文化庁とのやりとりを主に担当している。国指定の天然記念物として、「平松のウツクシマツ自生地保存活用計画」を策定しており、それに基づいて管理している。

(委員)

子どもが来ているときに倒れなくてよかった。

●協議事項 湖南省文化財保護審議会の会議の公開に関する運営要綱について

(事務局)

遅くなったが、当審議会の公開に関する要綱を定めたい。市の附属機関の会議は基本的に公開が原則となっているが、文化財の指定関係の審議、個人情報、会長副会長の選任など、情報公開条例で「公開してはならない」「公開しないことができる」に該当する事項は非公開としたい。また、実際に公開することとなれば、開催の1週間前までにホームページ等で通知していく。

(委員)

会長の選任については、例えば本市の他の審議会では公開されている。非公開とするなら相応の理由が必要。

(委員)

湖南省の他の審議会はどうか、そちらとの整合性はとった方が良いのでは。

(委員)

文化財については会長の人事は非公開が普通。文化財の指定など重要な事項を審議する場において、会をリードする会長の選任はナイーブな意味を持つ。

(委員)

議事録についてもどこまで公開するか慎重にならないといけない。個人情報はもちろん、ものに対する価値が議事録の文言で独り歩きすることには不安がある。

(委員)

第6条で傍聴人の撮影や録音を禁じているが、「議事録作成のための録音等はこの限りでない」は必要か。議事録作成のための録音は事務局が業務として行うもので、要綱にわざわざ記載する必要はない。

(委員)

開催案内を1週間前までに通知するとあるが遅くないか。

(事務局)

市の附属機関等に関する基本指針に基づいて1週間前までとしている。

●湖南省文化財指定手順について

(事務局)

事務局で調査し、指定候補をピックアップ → 委員と相談し案件を決める → 第1回審議会で案件を挙げる → 関係分野の委員数名と再調査 → 第2回審議会で審議・諮問 → 全委員で調査 → 第3回審議会で答申 → 告示 → 指定書作成 という流れで業務の手順書を作成しようと考えている。

(委員)

- ・行政で調査し、「これを指定したい」というのを市町で議論してから審議会に諮るのが一般的かと。第1回のところで候補案件を審議会に挙げるというのは違うのでは。
- ・他県では分野ごとの部会があって、行政から「これを指定にしたい」と相談があり、部会で一度判断し、その後に審議会に諮問する。
- ・部会で調査して、その報告を審議会に挙げるというイメージ。当市でいえば、事務局で指定候補を選定 → 事前に担当分野の委員に相談し調査 → 審議会に調査結果を報告 → 審議会で現物を確認し、指定が妥当かどうか判断する という手順が望ましい。

(委員)

審議会に挙げる前の段階で専門家に相談・調査できれば良いが、そういった組織体制が弱いのでは。

(事務局)

そういう体制があると良いが、人力的に難しい。担当の先生方と相談しながら進めて最終的に審議会に諮るというイメージ。

(委員)

当審議会には部会というものはないので、まずは市の方で専門家に相談する。委員でもいいし、我々から外部の専門家を推薦してもいい。そうして「これを審議会に出そう」というのを決めていただき、統括として審議を行う、ということになるかと思う。

(委員)

臨時委員については、我々で判断できない案件の際、より専門性の高い方をお願いするという理解で。

●協議事項 湖南省指定文化財の新規指定候補について

【審議中の案件につき非公開】

●その他 湖南省文化財保存活用地域計画について

（事務局）

5月23日に文化庁と協議。当市の文化財の概要説明と、令和8年度の後期（12月）の認定を目指す旨を報告。

また、7月11日に市の地域代表者会議があり、古文書や石造物、祭りなどの地域に伝わる文化財があれば情報提供いただくよう、各区長やまちづくり協議会長らにアンケートをお願いした。

（委員）

新規指定は進めていけばいいと思う。ただ、既に指定されているものの指定書が見つからないのであれば、今の基準に合致するように、昨年度確認を行った指定基準・手続きに基づいて再確認し資料を整えることも必要かと。

（事務局）

合併後に指定された愍念寺については書類が残っていた。引き続き課題として取り組んでいきたい。

～終了～